

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成26年 3 月 31 日

月 曜 日

第 3744 号

## 目 次

|                                    |   |
|------------------------------------|---|
| <b>規 則</b>                         |   |
| ○富山県身体障害者福祉法施行規則の一部を改正する規則         | 1 |
| <b>告 示</b>                         |   |
| ○富山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表     | 2 |
| <b>訓 令</b>                         |   |
| ○富山県事務引継規程の一部を改正する訓令               | 3 |
| ○富山県営渡船業務従事職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令 | 4 |

~~~~~

## 規 則

~~~~~

富山県身体障害者福祉法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県規則第35号

富山県身体障害者福祉法施行規則の一部を改正する規則

富山県身体障害者福祉法施行規則（昭和62年富山県規則第34号）の一部を次のように改正する。

様式第 7 号(6)中

- |    |              |                  |    |
|----|--------------|------------------|----|
| 「5 | 人工ペースメーカー    | (有 ・ 無)          | を  |
|    | 人工弁移植、弁置換    | (有 ・ 無)          |    |
| 「5 | ペースメーカ       | (有・無)            | に改 |
|    | 人工弁移植、弁置換    | (有・無)            |    |
| 6  | ペースメーカの適応度   | (クラスⅠ・クラスⅡ・クラスⅢ) |    |
| 7  | 身体活動能力（運動強度） | (      メッツ)      | 」  |

める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の富山県身体障害者福祉法施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(障害福祉課)

~~~~~  
**告 示**  
~~~~~

**富山県告示第180号**

富山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表につ  
いて

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第77号）第 4 条第 7 項の規定により、富山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成25年富山県告示第 507号）の一部を平成26年 3 月 24 日付けで次のように変更したので、同条第10項において準用する同条第 5 項の規定により公表する。

ただし、第 2 項第 2 号については、平成26年 4 月 1 日付けで変更する。

平成26年 3 月 31 日

富山県知事 石 井 隆 一

第 2 項第 1 号を次のように改める。

(1) 第一種特定海洋生物資源ごとの平成25年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、次のとおりとする。

【まあじ及びするめいか】

平成25年 1 月から平成25年12月まで 若干

【まさば及びごまさば】

平成25年 7 月から平成26年 6 月まで 若干

【ずわいがに】

平成25年7月から平成26年6月まで 48トン  
第2項第2号を次のように改める。

(2) 第一種特定海洋生物資源ごとの平成26年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、次のとおりとする。

【まあじ】

平成26年1月から平成26年12月まで 若干

【まさば及びごまさば】

平成26年7月から平成27年6月まで (注)

【するめいか】

平成26年4月から平成27年3月まで 若干

【ずわいがに】

平成26年7月から平成27年6月まで (注)

(注) 平成26年のまさば及びごまさば、ずわいがにの管理量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

~~~~~  
訓 令  
~~~~~

富山県事務引継規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成26年3月31日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県訓令第2号

本 庁  
出先機関

富山県事務引継規程の一部を改正する訓令

富山県事務引継規程（昭和42年富山県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

別記様式中

「(注) 1 ファイル基準表写しを利用することができる。

2 次の職にある者については、添付を省略することができる。」を「備

考 次の職にある者については、添付を省略することができる。」に、「東京事務

所長」を「首都圏本部長」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

(人事課)

富山県営渡船業務従事職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成26年3月31日

富山県知事 石 井 隆 一

#### 富山県訓令第3号

富山新港管理局

富山県営渡船業務従事職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する  
訓令

富山県営渡船業務従事職員の勤務時間に関する規程（昭和42年富山県訓令第14号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 1直 午前6時15分から午後1時55分まで
- (2) 2直の1 午後1時25分から午後9時5分まで
- (3) 2直の2 午後1時30分から午後9時5分まで

第6条を削る。

#### 附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

(人事課)